議案第148号

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和８年11月30日提出

伊賀市長　稲　森　稔　尚

記

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年伊賀市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項第２号中「100分の71.25」を「100分の72.5」に改める。

第８条の２第１項第２号中「100分の51.25」を「100分の52.5」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年12月１日から施行する。

（令和８年12月の期末手当の特例）

２　令和８年12月に支給する期末手当の額を算定する場合におけるこの条例による改正後の伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の報酬条例」という。）第８条第１項第２号の規定の適用については、同号中「100分の72.5」とあるのは、「100分の73.75」とする。

（令和８年12月の勤勉手当の特例）

３　令和８年12月に支給する勤勉手当の総額を算定する場合における改正後の報酬条例第８条の２第１項第２号の規定の適用については、同号中「100分の52.5」とあるのは、

「100 分の 53.75」とする。

（給与の内払）

4　改正後の報酬条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の報酬条例の規定による給与の内払とみなす。

（退職等職員に関する経過措置）

5　この条例の施行の日前に退職し、又は死亡した職員への給与の支給については、なお従前の例による。